

# ARDF 競技の実施方法

## 1 総則

### 1-1 目的

この実施方法は、ARDF 競技大会実施規程第 2 条の規定に基づき、連盟主催の地方及び全日本競技大会における ARDF 競技の実施方法を定めることを目的とする。なお、支部競技大会及び連盟の公認競技大会においては、この実施方法を準用するものとする。

### 1-2 競技部門

競技大会は、次の部門を設けることができる。

- (1) クラシック競技 3.5MHz 帯部門
- (2) クラシック競技 14.4MHz 帯部門
- (3) スプリント競技部門
- (4) FOX-O 競技部門

### 1-3 競技クラス

各競技部門の競技クラスは、競技者の性別及び年齢により、次のクラスとする。

女性 (W)	男性 (M)	年齢
W12	M12	大会開催日を含む学校年度に小学生である者
W15	M15	大会開催日を含む学校年度に中学生である者
W19	M19	大会開催年の12月31日現在、20歳未満
W21	M21	制限なし
W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上
	M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上
W45		大会開催年の12月31日現在、45歳以上
	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上
W55		大会開催年の12月31日現在、55歳以上
	M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上
W65		大会開催年の12月31日現在、65歳以上
W70	M70	大会開催年の12月31日現在、70歳以上
	M75	大会開催年の12月31日現在、75歳以上

支部競技大会及び公認競技大会の場合は、必要に応じて上記クラスの細分化または統合することができる。

また、競技者が、補装具の使用または介助を必要とする身体障害者の場合は、事前にその承認を受けることで競技に参加することができる。

### 1-4 競技地域

競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、スタート地点、ゴール地点及び全

でのTX（ビーコン及びスペクテーターを含む）の高低差は200mを超えないこととする。

また、次のような場所は避けなければならない。

- (1) 競技者の身体に害を与えるような危険な場所
- (2) 通常の方法に支障のあるものがある場所

## 2 送信装置（TX）

### 2-1 TXの設置場所

それぞれのTXの設置場所については、各競技クラスにおいて、最適な順番ですべての探査するTXを経由してゴールするまでの走行距離等が、年齢・性別による体力差を考慮したものになることが望ましい。

#### クラシック競技

- (1) 5個のTXは「TX1、TX2、～、TX5」、ビーコン送信機は「ビーコン」と呼称する。
- (2) 5個のTXは、それぞれ400m以上の間隔をもって設置する。  
スタート地点に最も近いTXは、スタート地点から750m以上のところに設置する。ビーコンも、上記規定を適用することが望ましい。
- (3) スタート地点から、最適な順番でTX1～TX5・ビーコンを経由したゴール地点までの距離は、5～12kmとする。
- (4) (2)、(3)の距離は、競技用地図上の直線距離とする。
- (5) TX1～TX5は、各TXから4m以内に、TX番号を表示したフラッグを設置する。その形状は、各面が30cm×30cmを標準とする正方形の三面柱状で、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ（もしくは赤）に色分けする。3面のうち少なくとも2面は、上半分を白とする。フラッグには、探査証明用の記録器具（パンチ台）を付ける。
- (6) ゴールを明確にするために、ゴール走行コースの入口にビーコンを設置し、(5)と同様のフラッグを設置する。ただしフラッグの、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。フラッグには、パンチ台（ビーコンチェック）を付けることができる。

#### スプリント競技

- (1) 各TXは次のように呼称する。  
第1ループの5個のTXは「TX1、TX2、～、TX5」  
第2ループの5個のTXは「TX1F、TX2F、～、TX5F」  
スペクテーターコントロール送信機は「スペクテーター」  
ビーコン送信機は「ビーコン」
- (2) 各ループにおいて5個のTXは、それぞれ100m以上の間隔をもって設置する。  
スタート地点に最も近いTXは、スタート地点から100m以上のところに設置する。ただしスペクテーター及びビーコンは、スタート地点から100m以内のところに設置することができる。

第1ループと第2ループの設置場所は異なることが望ましいが、混在させることもできる。

- (3) 競技制限時間は60分を基準とし、最適な順番でTX1～TX5・スペクテーター・TX1F～TX5F・ビーコンを経由したゴール地点までの距離を考慮する。また各クラスの入賞タイムが15分程度となるようにTX間の距離設定を行うことが望ましい。
- (4) (2) の距離は、競技用地図上の直線距離とする。
- (5) スペクテーターとビーコン以外の第1ループと第2ループのTX (TX1～TX5、TX1F～TX5F) には、フラッグを設置しない。TXから1m以内の位置に、TX番号を表示したパンチ台を設置し、そのポールには赤・白のストライプのペイント等をほどこす。
- (6) 第1ループから第2ループへの通過点を明確にするため、スペクテーター走行コースの入口にスペクテーターを設置し、クラシック競技(5)と同様のフラッグを設置する。ただしフラッグの、スペクテーターを示す番号または記号の表示は省略できる。フラッグには、パンチ台(スペクテーターチェック)を付ける。
- (7) ゴールを明確にするため、ゴール走行コースの入口にビーコンを設置し、クラシック競技(5)と同様のフラッグを設置する。ただしフラッグの、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。フラッグには、パンチ台(ビーコンチェック)を付ける。
- (8) ビーコンとスペクテーターは、同一のものとする事もできる。その場合は、ビーコンをもってスペクテーターとする。

#### FOX-O競技

- (1) 10個のTXは「TX1、TX2、～、TX10」、ビーコン送信機は「ビーコン」と呼称する。
- (2) 10個のTX及びビーコンは、それぞれ250m以上の間隔をもって設置する。  
スタート地点に最も近いTX及びビーコンは、スタート地点から250m以上のところに設置する。
- (3) スタート地点から、最適な順番でTX1～TX10・ビーコンを経由したゴール地点までの距離は、9km以内とする。
- (4) (2)(3)の距離は、競技地図上の直線距離とする。
- (5) TX1～TX10にはフラッグを設置しない。TXから1m以内の位置に、TX番号を表示したパンチ台を設置する。
- (6) ゴールを明確にするため、ゴール走行コースの入口にビーコンを設置し、クラシック競技(5)と同様のフラッグを設置する。ただしフラッグの、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。フラッグには、パンチ台(ビーコンチェック)を付ける。

## 2-2 TXの電波の周波数帯、電波の型式及び空中線電力

### クラシック競技

- (1) 電波の型式は、3.5MHz帯はA1A、144MHz帯はA2Aとする。

- (2) 空中線電力は、3.5 MHz 帯は3～5W、144 MHz 帯は0.25～1.5 Wの範囲内とする。
- (3) TX1～TX5及びビーコンの電波は、スタート地点及び探査開始地点において標準的な受信装置で受信できなければならない。

#### スプリント競技

- (1) 電波の型式は、3.5 MHz 帯 A1Aとする。
- (2) 空中線電力は、TX1～TX5及びTX1F～TX5Fは0.3～1W、スペクテーター及びビーコンは0.3～5Wの範囲内とする。
- (3) TX1～TX5、スペクテーター及びビーコンの電波は、スタート地点及び探査開始地点において標準的な受信装置で受信できなければならない。
- (4) TX1F～TX5F及びビーコンの電波は、スペクテーター走行コースの出口の位置において標準的な受信装置で受信できなければならない。

#### FOX-O競技

- (1) 電波の型式は、3.5 MHz 帯 A1Aとする。
- (2) TX1～TX10の電波は、標準的な受信装置で、地図上にマークされた公称位置及び設置場所から30mの距離で明瞭に受信でき、設置場所から250mの距離で受信できないものとする。
- (3) ビーコンの空中線電力は0.3～5Wの範囲内とし、その電波は、スタート地点及び探査開始地点において標準的な受信装置で受信できなければならない。

#### 2-3 TXのアンテナの指向性及び設置方法

- (1) TXのアンテナの指向性は、水平面で無指向性であって、偏波面は、3.5 MHz 帯は垂直偏波、144 MHz 帯は水平偏波とする。
- (2) 144 MHz 帯のアンテナは、地上2～3mの位置に設置することが望ましい。

#### 2-4 TXの識別符号、電波の周波数と発射順序等

TXを識別するために、各TXはモールス符号を送信する。コールサインについては、すべてのTXにおいて、概ね10分毎に1回送信するのを標準とする。

各TXの電波の周波数は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」(アマチュアバンド使用区別)に従って審判長が指定する。

#### クラシック競技

- (1) TXのモールス符号による識別符号は次のものとし、モールス符号の速さは45～60 PARISとする。
  - TX1は 「MOE」
  - TX2は 「MOI」
  - TX3は 「MOS」
  - TX4は 「MOH」
  - TX5は 「MO5」

ビーコンは「MO」

- (2) TX1～TX5の電波は同一周波数とし、ビーコンの周波数は、それと異なる周波数とする。
- (3) TX1～TX5の電波は、TX1、TX2、～、TX5の順序で繰り返して発射する。なお、各TXの送信時間は1分間とし、各TXの送信の切替時間の誤差は、5秒以内とする。
- (4) ビーコンの電波は、連続送信とする。
- (5) TX1～TX5及びビーコンは、スタート地区において、全ての競技者の受信装置が保管されてから送信を開始する。TX1～TX5は、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

### スプリント競技

- (1) TXのモールス符号による識別符号は次のものとする。

TX1及びTX1Fは	「MOE」
TX2及びTX2Fは	「MOI」
TX3及びTX3Fは	「MOS」
TX4及びTX4Fは	「MOH」
TX5及びTX5Fは	「MO5」
スペクテーターは	「S」
ビーコンは	「MO」
- (2) TXのモールス符号の速さは、TX1～TX5とビーコンは50PARIS、TX1F～TX5Fとスペクテーターは70PARISとする。
- (3) TXの電波の周波数は、TX1～TX5（TX1～TX5の電波は同一周波数）とTX1F～TX5F（TX1F～TX5Fの電波は同一周波数）とスペクテーターとビーコンは、それぞれ異なるものとする。また、それらの周波数は、次のものを推奨する。

TX1～TX5	3. 51MHz（モールス符号の速さ50PARIS）
スペクテーター	3. 54MHz（モールス符号の速さ70PARIS）
TX1F～TX5F	3. 57MHz（モールス符号の速さ70PARIS）
ビーコン	3. 60MHz（モールス符号の速さ50PARIS）
- (4) 各グループにおいて、TX1～TX5（TX1F～TX5F）の電波は、TX1（TX1F）、TX2（TX2F）、～、TX5（TX5F）の順序で繰り返して発射する。なお、各TXの送信時間は12秒間とし、各TXの送信の切替時間の誤差は、1秒以内とする。
- (5) スペクテーター及びビーコンの電波は、連続送信とする。
- (6) TX1～5、TX1F～TX5F、スペクテーター及びビーコンは、スタート地区において、全ての競技者の受信装置が保管されてから送信を開始する。TX1～5、TX1F～TX5F及びスペクテーターは、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

## FOX-O 競技

(1) TXのモールス符号による識別符号は次のものとする。

TX 1 及び TX 6 は 「MOE」

TX 2 及び TX 7 は 「MOI」

TX 3 及び TX 8 は 「MOS」

TX 4 及び TX 9 は 「MOH」

TX 5 及び TX 10 は 「MO5」

ビーコンは 「MO」

(2) TXのモールス符号の速さは、TX 1～TX 5 及びビーコンは「50PARIS」、TX 6～TX 10 は「70PARIS」とする。

(3) TXの電波は、TX 1～TX 10の周波数と、ビーコンの周波数は異なるものとする。TX 1～TX 10のそれぞれの周波数は、隣接して設置されるTXの周波数は異なることが望ましい。

(4) TX 1～TX 10 及びビーコンの電波は、連続送信とする。

(5) TX 1～TX 10 は、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

## 3 競技者の持参装置及び競技用配付物

### 3-1 競技者の持参装置

競技者は、次の物を持参する。

(1) 受信装置（アンテナ及びイヤホン・ヘッドホンを含む）

(2) コンパス（方位磁石）

(3) 時計（スマートフォン・携帯電話等の時計機能の使用は不可とする）

(4) 筆記用具

注）競技者は、地図または地図に準ずる情報の表示機能の無いGPS受信機を携行することができる。ただし、それを競技中の探査や現在位置の特定等に使用してはならない。

### 3-2 受信装置の条件

(1) 競技者の使用する受信装置は、その方式及び型式に制限はない。ただし、受信装置から副次的に発する電波は、受信装置から10m離れた場所において、3.5MHz帯及び144MHz帯に混信を与えるものであってはならない。複数の受信装置を使用する場合も同様である。

(2) ワイヤレス式のイヤホン・ヘッドホンは、Bluetooth接続のものに限り使用できるが、使用に当っては次の事項を守らなければならない。

a. 自己使用の受信装置とのペアリングのみであって、他の装置に混信を与えないものとする。

b. ペアリングができないアナログ式等のものは、使用してはならない。

### 3-3 配付物

競技者には、原則として次の物が配付される。

(1) 探査証明器具 (S I カード等の I C 器具またはチェックカード)

T X を探査したときの探査証明を記録するもので、耐水性を考慮したもの。

(2) 競技用地図

クラシック競技

2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート地点(△)、ビーコン(○)、ゴール走行コース(――)、ゴール地点(◎)、磁北、及び縮尺(またはスケール)、並びに給水地点を設ける場合は、その場所が明示されているものとする。なお、使用する地図は、出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用が最も望ましい。

スプリント競技

1万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート地点(△)、スペクテーター(◎)、スペクテーター走行コース(――)、ビーコン(○)、ゴール走行コース(――)、ゴール地点(◎)、磁北、及び縮尺(またはスケール)が明示されているものとする。なお、使用する地図は、出来る限り耐水性のあるものが望ましく、4千分の1～5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用が最も望ましい。

F O X - O 競技

2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、各T X 公称位置を中心としたOにT X 番号を併記、スタート地点(△)、ビーコン(○)、ゴール走行コース(――)、ゴール地点(◎)、磁北、及び縮尺(またはスケール)、並びに給水地点を設ける場合はその場所が明示されているものとする。なお、使用する地図は出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用が最も望ましい。

(3) ゼッケン

競技者の上半身の衣服の前後に付けて競技者を識別するもので、競技者は、ゼッケン番号が明瞭に読み取れるように装着しなければならない。ただし、大会規模等を考慮し、大会運営上支障のない場合は、後面のゼッケンは省略することができる。

## 4 スタート

### 4-1 スタートグループ及びスタート順

- (1) スタートグループの競技者の人数及び人選は、審判長が決める。各スタートグループの編成は、各競技クラス1名が望ましい。
- (2) 各スタートグループのスタート順は、審判長が決める。
- (3) 各スタートグループのスタート間隔について、クラシック競技は5分毎に、スプリント競技及びF O X - O 競技は2分毎にスタートさせる。

### 4-2 競技情報の掲示

スタート地区では、次の情報を掲示する。

#### クラシック競技

- (1) TX 1～5 及びビーコンの周波数
- (2) 競技制限時間（競技地域の地形等を考慮し、100～140分の範囲で審判長が決める）
- (3) 競技クラスごとの探査するTX
- (4) ビーコンチェックの有無
- (5) 競技用地図の地図記号の凡例
- (6) 各競技者のスタート時刻（それがわかるスタートグループ表等）
- (7) フラッグ及びパンチ台の見本
- (8) 救護場所
- (9) 競技に使用する公式時刻を表示する時計
- (10) その他審判長が特に必要と認める事項

#### スプリント競技

- (1) TX 1～5、TX 1F～TX 5F、スペクテーター及びビーコンの周波数
- (2) 競技制限時間（競技地域の地形等を考慮し、60分以内の範囲で審判長が決める）
- (3) 競技クラスごとの探査するTX
- (4) 競技用地図の地図記号の凡例
- (5) 各競技者のスタート時刻（それがわかるスタートグループ表等）
- (6) パンチ台の見本
- (7) 救護場所
- (8) 競技に使用する公式時刻を表示する時計
- (9) その他審判長が特に必要と認める事項

#### FOX-O競技

- (1) TX 1～TX 10のそれぞれの周波数及びビーコンの周波数
- (2) 競技制限時間（競技地域の地形等を考慮し、100～140分の範囲で審判長が決める）
- (3) 競技クラスごとの探査するTX
- (4) 競技用地図の地図記号の凡例
- (5) 各競技者のスタート時刻（それがわかるスタートグループ表等）
- (6) パンチ台の見本
- (7) 救護場所
- (8) 競技に使用する公式時刻を表示する時計
- (9) その他審判長が特に必要と認める事項

#### 4-3 受信装置の保管

- (1) クラシック競技及びスプリント競技において、スタート地区には、競技者の受信装置を保管する場所（受信機保管場所）を設ける。
- (2) クラシック競技及びスプリント競技において、競技者は、審判員または係員の指示に従い、探査に使用する全ての受信装置を受信機保管場所に預ける。ただし、イ

ヤホン・ヘッドホンは除く。

注) F O X - O 競技においては、受信装置は、競技者が自ら管理する。

- (3) 競技者が予備の受信装置を準備している場合は、事前に審判員または係員に申し出て、指定された場所に保管したもののみ使用できる。
- (4) 大会規模等を考慮し、大会運営上支障のない場合は、受信機保管場所を省略することができる。その場合、受信装置は、競技者が自ら管理する。

#### 4-4 競技者の待機場所

スタート地区には、競技者がスタート呼出しまでの間、待機する場所（選手待機場所）を設ける。

##### クラシック競技及びスプリント競技

競技者は、受信装置を受信機保管場所に預けた後は、選手待機場所にて待機する。

##### F O X - O 競技

競技者は、審判員または係員の指示に従い、選手待機場所にて待機する。

競技者は、受信装置の電源を入れてはならない。

#### 4-5 競技者の呼出し

競技者は、スタート前の呼出を受けた後、スタートの合図があるまで、次の事項を守らなければならない。

- (1) 受信装置の電源を入れてはならない。
- (2) イヤホン・ヘッドホンについて、競技者は、それを耳に装着すること、並びに受信装置本体に接続することができる。ただし、受信装置本体に接続することで、受信装置の電源が入る場合は、接続してはならない。  
また、Bluetooth 接続のものは、受信装置の電源が入らない状態で、イヤホン・ヘッドホン装置の電源を入れることができる。
- (3) 他の競技者と対話してはならない。緊急の場合は、審判員もしくは係員に申し出る。
- (4) 探査と紛らわしい行為をしてはならない。

##### クラシック競技

- (1) 競技者は、スタート15分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を受信機保管場所から取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。探査証明用の記録器具にS I カード等のI C 器具を使用する場合は、審判員の指示する場所で、I C 器具のメモリデータを自ら消去（クリア）する。
- (2) 競技者は、スタート10分前の合図で、地図配付地点へと進み、競技用地図を受け取る。
- (3) 競技者は、スタート5分前の合図で、スタート地点へと進む。

##### スプリント競技

- (1) 競技者は、スタート6分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を受信機保管場所から取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。探査証明用の記録器具にS I カード等のI C 器具を使用する場合は、審判員の指示する場所で、I C 器具のメモリデータを自ら消去（クリア）する。
- (2) 競技者は、スタート4分前の合図で、他のスタートグループと混在しないよう、

スタート地点の手前の指定された場所へと進む。

- (3) 競技者は、スタート2分前の合図で、スタート地点へと進み、競技用地図を受け取る。

#### F O X - O 競技

- (1) 競技者は、スタート6分前に呼出しを受けた後、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。探査証明用の記録器具にS Iカード等のI C器具を使用する場合は、審判員の指示する場所で、I C器具のメモリデータを自ら消去(クリア)する。
- (2) 競技者は、スタート4分前の合図で、他のスタートグループと混在しないよう、スタート地点の手前の指定された場所へと進む。
- (3) 競技者は、スタート2分前の合図で、スタート地点へと進む。
- (4) 競技者は、スタートの合図の後に、指定された場所に置いてある競技用地図を自ら受け取ってスタートする。競技用地図は、一緒にスタートする競技者全員が、スタート直後に混乱することなく受け取ることが出来るように配慮することが必要である。

注) F O X - O 競技では、原則として、スタート前には競技用地図の配付を行わない。もし配付する場合は、選手の足元に裏返して置く等して、競技者がスタートの合図があるまで、競技用地図を見ることができないようにする。

#### 4 - 6 スタート走行コース

- (1) スタート地点から競技地域まで250m以内の長さの走行コースを設け、走行コース、並びに走行コース出口(探査開始地点)を明示する。
- (2) 走行コースは、競技者の参加人数が多い場合、競技者を分散させるために競技クラス別に複数設けることが望ましい。ただし、次のクラスは同じ走行コースとする。
  - W 1 2 と W 1 5 は W 1 9 クラスと同じ走行コース
  - M 1 2 と M 1 5 は M 1 9 クラスと同じ走行コース
  - W 6 5 は W 7 0 クラスと同じ走行コース
  - M 7 0 は M 7 5 クラスと同じ走行コース
- (3) 探査開始地点は、スタート前の競技者から見えないようにすることが望ましい。
- (4) 競技者は、スタートの合図後から、受信装置の電源を入れることができるが、スタート走行コース内では、探査、または探査と紛らわしい行為をしてはならない。
- (5) 競技者は、スタート走行コース内では、正当な理由無く立ち止まったり、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに探査開始地点まで進み、スタート走行コースを出なければならない。
- (6) 競技者は、スタート走行コース内で、正当な理由がある場合(例えば、突然の体調不良や受信装置のトラブル等)は、スタート地点に戻ったり、探査開始地点以外の場所からスタート走行コースの外へ出ることを認める。その場合は直ちに、審判員または係員に正当な理由を申し出て、その後の行動は、審判員または係員の指示に従う。

## 5 TXの探査及びゴール

### 5-1 競技クラス別のTXの探査個数

各競技クラスの競技者は、次の個数のTXを探査する。

各競技クラスの探査個数、並びに探査するTXは、審判長が指定する。

#### クラシック競技

- (1) W12 4個、または5個
- (2) W15 W12と同じ探査TX
- (3) W19 W12と同じ探査TX
- (4) W21 4個、または5個
- (5) W35 4個、または5個
- (6) W45 3個、または4個
- (7) W55 3個、または4個
- (8) W65 3個、または4個
- (9) W70 W65と同じ探査TX
- (10) M12 4個、または5個
- (11) M15 M12と同じ探査TX
- (12) M19 M12と同じ探査TX
- (13) M21 5個
- (14) M40 4個、または5個
- (15) M50 4個、または5個
- (16) M60 3個、または4個
- (17) M70 3個、または4個
- (18) M75 M70と同じ探査TX

各TXを探査する順序は、順不同でよい。

中学校対抗表彰及び高等学校対抗表彰を設ける場合は、M15・M19クラスとW15・W19クラスの探査個数は同じとする。

#### スプリント競技

- (1) W12 5個～ 8個
- (2) W15 W12と同じ探査TX
- (3) W19 W12と同じ探査TX
- (4) W21 6個～ 10個
- (5) W35 5個～ 8個
- (6) W45 4個～ 7個
- (7) W55 4個～ 7個
- (8) W65 4個～ 7個
- (9) W70 W65と同じ探査TX
- (10) M12 6個～ 8個
- (11) M15 M12と同じ探査TX
- (12) M19 M12と同じ探査TX

- (13) M21 8個～10個
- (14) M40 6個～8個
- (15) M50 5個～8個
- (16) M60 5個～8個
- (17) M70 4個～7個
- (18) M75 M70と同じ探査TX

各TXを探査する順序は、第1ループ内TX（順不同）、スペクテーター、第2ループ内TX（順不同）、ビーコンの順とする。スペクテーターを通過後の第1ループの探査及びスペクテーター通過前の第2ループの探査は無効とする。

中学校対抗表彰及び高等学校対抗表彰を設ける場合は、M15・M19クラスとW15・W19クラスの探査個数は同じとする。

#### FOX-O競技

- (1) W12 5個～8個
- (2) W15 W12と同じ探査TX
- (3) W19 W12と同じ探査TX
- (4) W21 6個～10個
- (5) W35 5個～8個
- (6) W45 4個～7個
- (7) W55 4個～7個
- (8) W65 4個～7個
- (9) W70 W65と同じ探査TX
- (10) M12 6個～8個
- (11) M15 M12と同じ探査TX
- (12) M19 M12と同じ探査TX
- (13) M21 8個～10個
- (14) M40 6個～8個
- (15) M50 5個～8個
- (16) M60 5個～8個
- (17) M70 4個～7個
- (18) M75 M70と同じ探査TX

各TXを探査する順序は、順不同でよい。

中学校対抗表彰及び高等学校対抗表彰を設ける場合は、M15・M19クラスとW15・W19クラスの探査個数は同じとする。

#### 5-2 探査証明

競技者は、TXを探査したときには、探査証明用の記録器具（パンチ台）により自ら探査証明を記録する。

#### 5-3 スペクテーター走行コース（スプリント競技について）

- (1) スペクテーター走行コースは、スペクテーターから始まり、競技者は一方通行と

する。走行コースに進入した競技者は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コースを通過しなければならない。

- (2) スペクテーター走行コースの長さは250m以内とし、全区間テープ等で走行コースを明示する。
- (3) 競技者は、スペクテーター走行コース入口に進入したとき、TX探査と同様に、スペクテーターの探査証明（スペクテーターチェックによる通過証明）を記録しなければならない。記録が無い場合は、スペクテーター走行コース不通過とみなし、競技者は第2ループへは通過していないものとする。
- (4) 複数の探査証明用の記録器具が設置されている場合は、指定が無い限り任意の一つで記録すればよい。
- (5) 競技者は、第1ループから第2ループへ通過する場合以外には、故意にスペクテーター走行コースに立ち入ってはならない。誤って立ち入った場合は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コース外へ退去しなければならない。
- (6) 競技者は、誤ってスペクテーター走行コースの入口以外のところから走行コースに進入した場合は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コース外へ退去し、あらためて入口から入らなければならない。
- (7) 競技者は、スペクテーター走行コースの途中で通過証明を忘れたことに気づいた場合は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コース外へ退去し、あらためて入口から入らなければならない。
- (8) 競技者が2回以上スペクテーター走行コースを通過した場合は、2回目以降の通過は無効とする。

注) スペクテーター走行コースは、反対側より到達した競技者でも、容易に走行コース入口に辿り着けるような設置の配慮が必要である。

#### 5-4 ゴール走行コース

- (1) ゴール走行コースは、ビーコンに始まりゴール地点で終わる。競技者は、ゴール走行コースを通過してゴール地点へ向かう一方通行とする。走行コースに進入した競技者は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかにゴールしなければならない。
- (2) ゴール走行コースの長さは、250m以内、入口の幅は10m以内、最後の20mはゴールのラインに対し直角の直線を標準とし、全区間テープ等で走行コースを明示する。
- (3) ビーコンチェックが設置されている場合、競技者は、ゴール走行コース入口に進入したとき、TX探査と同様に、ビーコンの探査証明（ビーコンチェックによる通過証明）を記録しなければならない。記録が無い場合は、ゴール走行コース入口不通過とみなし失格とする。
- (4) 複数の探査証明用の記録器具が設置されている場合は、指定が無い限り任意の一つで記録すればよい。
- (5) 競技者は、ゴール走行コース入口から進入しゴール地点へ向かう場合以外は、故意にゴール走行コースに立ち入ってはならない。誤って立ち入った場合は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コース外へ退去しなければならない。
- (6) 競技者は、誤ってゴール走行コースの入口以外のところから走行コースに進入し

た場合は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コース外へ退去し、あらためて入口から入らなければならない。

(7) 競技者は、ゴール走行コースの途中で通過証明を忘れたことに気づいた場合は、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに走行コース外へ退去し、あらためて入口から入らなければならない。

(8) 競技者のゴールは、ゴールのラインを横切ったときに到達時刻であるが、あらかじめ、競技者自らが、探査証明器具を使用して到達時刻を記録するよう定められた場合（例えば、探査証明器具に、S I カード等の I C 器具を使うとき等）は、この記録された時刻を到達時刻とする。

(9) 競技者のゴールした後の行動は、審判員または係員の指示に従わなければならない。

注) ゴール走行コースは、反対側より到達した競技者でも、容易に走行コース入口に辿り着けるような設置の配慮が必要である。

## 5-5 棄権

競技者は、途中で競技を棄権した場合、必ず最寄りの審判員または係員にその旨を申し出て探査証明器具を返却し、ゼッケンを速やかにはずす。その後の行動は、審判員または係員の指示に従わなければならない。

## 6 審判員

### 6-1 審判員の配置場所及び人数

次の場所に審判員を配置する。それぞれの場所での人数は、競技の安全・公正及び速やかな進行等を勘案して審判長が決める。また審判員は、競技者の T X 探査の目印とならないように配慮する。

- (1) スタート地区
- (2) ゴール地区
- (3) 競技地域
- (4) その他審判長が特に必要と認めた場所

注) 各 T X 毎に常駐する審判員は不要であるが、T X トラブル等が発生した場合には、速やかにトラブルが解消できるよう、審判員または係員の配置を工夫することが必要である。

### 6-2 審判員の識別

審判員は、腕章または記章等を付け、競技中、審判員であることが識別できるようにする。

## 7 表彰

### 7-1 競技順位の決定方法

(1) 各競技クラスの競技者の順位は、T X の探査個数の多い者が上位となり、同数の場合は、競技所要時間の少ない者が上位となる。

- (2) 各競技クラスにおいて、探査するＴＸに指定されたＴＸ以外のＴＸを探査しても、探査個数には含まない。
- (3) スプリント競技において、スペクテーターの探査証明（スペクテーターチェックによる通過証明）は、探査個数には含めない。
- (4) 各競技者の競技成績を基にしたＪＡＲＬの支部対抗及び地方本部対抗等の団体表彰を行うことができる。この場合の順位の決定方法については、あらかじめ発表する。

## 7-2 競技結果の発表

競技クラス毎に、順位にしたがい競技者の氏名、ゼッケン番号、競技所要時間及び探査したＴＸの個数を掲示して発表する。なお、失格した競技者については、失格の理由を付記する。

## 7-3 表彰

表彰については、次のとおりとする。

### (1) 全日本競技大会

#### a. 大会表彰

外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により次の順位までの者に賞状等を贈呈して表彰する。

- ア. 競技参加者数が10人以下の場合 3位まで
- イ. 競技参加者数が11人から30人の場合 4位まで
- ウ. 競技参加者数が31人以上の場合 6位まで

#### b. 地方本部対抗表彰（ＪＡＩＡ賞）及び支部対抗表彰

各クラス毎の上位者に、下表の通り得点を付し、同一地方本部・同一支部内に住所を有する選手の得点を加算集計し、順位を決定して、それぞれ1位のみ表彰する。なお住所の確認は大会参加申込書によるものとする。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
得点	18点	15点	12点	9点	6点	3点

#### c. 中学校対抗表彰及び高等学校対抗表彰（ＪＡＲＤ賞）

中学校及び高等学校に在籍する生徒において、事前に学校対抗部門に登録された競技者（登録選手）の成績を加算集計（ビーコン及びスペクテーターを除くＴＸ探査個数、並びに競技所要時間をそれぞれ加算する）し、7-1（1）と同様に順位を決定して、それぞれ6位まで表彰する。

- ア. 各学校で登録できるチームは、1チームまでとする。ただし、中高一貫校、中等教育学校は、中学校対抗部門と高等学校対抗部門に、それぞれ登録することができる。
- イ. 小中一貫校（義務教育学校）は、後期課程（7～9年生）の生徒が中学校対抗

部門に登録することができる。

ウ. 中等教育学校は、前期課程（1～3年生）の生徒が中学校対抗部門、後期課程（4～6年生）の生徒が高等学校対抗部門に登録することができる。

エ. 高等専門学校は、1～3年生の生徒が高等学校対抗部門に登録することができる。

オ. 中学校対抗部門の登録選手は、W15またはM15クラスの生徒のみとする。

カ. 高等学校対抗部門の登録選手は、W19またはM19クラスの生徒のみとする。

キ. 各チームの登録選手は3名以内とする。（2名または1名でも登録できる）

ク. 登録選手のメンバー変更は、事前に登録した補欠選手（補欠登録は3名以内とする）との変更のみとし、変更は定められた期日までに届け出る。

ケ. スタートグループは、原則として無作為に登録選手・未登録選手の別なく人選するが、同スタートグループの登録選手ができるだけ多くならないように配慮する。

コ. 失格者の成績は、加算集計しない。

#### d. 特別賞

外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手の参加があった場合は、特別賞を設けて外国人選手を表彰することができる。

### (2) 地方競技大会

#### a. 大会表彰

競技クラス毎に、当該地方本部（二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎）に住所を有する競技参加者を対象に、大会会長が7-3（1）に定める順位まで賞状等を贈呈して表彰する。

#### b. 総合賞

大会表彰の他に、全ての競技参加者を対象に表彰することができる。

### (3) 支部競技大会

適宜な方法によって表彰することができる。

## 7-4 異議の申し立て

(1) 競技者は、競技の結果に対して異議がある場合、その結果の発表後10分以内に文書により審判長に申し立てることができる。

(2) 競技者は、(1)の判定結果に不服があるときは、5分以内に文書により裁定長に再異議を申し立てることができるが、この申し立てが最終となる。

## 8 注意事項

(1) 競技者は、フェアに行動し、いかなる場合も競技大会の主催者の指示に従わなけ

ればならない。

- (2) 競技者は、自己の安全について、自ら責任を持たなければならない。
- (3) 競技者は、自然を傷つけたり、また、耕作地や柵囲いの中に入ってはならない。
- (4) 競技者は、TXに触れてはならない。
- (5) ゴールした競技者は、再び競技地域に立ち入ったり、他の競技者の妨害や援助をしてはならない。

## 9 失格事項

競技者は、競技中、次のいずれかに該当したときは失格となる。

- (1) 競技制限時間を超えたとき。
- (2) 指定されたTXを、全く探査できなかったとき。
- (3) ビーコンチェックが設置されている場合に、ビーコン通過証明の記録が無かったとき。
- (4) 探査証明器具を紛失、または探査証明の記録が読み出せない状態の破損をしたとき。
- (5) 他の者から援助を受け、または他の競技者に援助、妨害を行ったとき。
- (6) 自動車、自転車等の乗物を利用して探査したとき。ただし、あらかじめ審判長が認めた場合はこの限りでない。
- (7) 他人の所有物及び財産に損失または損害を与えたとき。
- (8) 電波の発射を行ったとき。
- (9) 競技者間で対話をしたとき。
- (10) 他の競技者に追従してTXを探査したとき。
- (11) 配付された競技用地図以外の地図を使用したとき。
- (12) 競技で定められた立入り禁止地域に入ったとき。
- (13) 主催者が定めた競技実施方法に従って競技を行わなかったとき。

## 10 その他

10-1 この実施方法の改廃は、ARDF委員会の審議を経て連盟会長が行う。

### 附 則

この実施方法は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この改正実施方法は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日改正)